

教高第1022号

教特第338号

教体第895号

教文第1621号

令和3年(2021年)10月13日

各県立学校長 様

教 育 長

県独自の「医療を守る行動強化期間」の終了に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について(通知)

新型コロナウイルス感染症に関して、県独自の「医療を守る行動強化期間」が令和3年(2021年)10月14日(木)をもって終了されることとなりました。

つきましては、令和3年(2021年)9月22日付け教人第909号 教文第1485号 教高第901号 教特第319号 教体第810号を、令和3年(2021年)10月14日(木)をもって廃止します。

各校においては、引き続き、令和3年(2021年)6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.4.28 Ver.6)2021.5.28一部修正」のレベル2に基づき、感染防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

また、各校においては、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、今後の感染状況により臨時休業や分散登校等が必要となる場合を想定して、引き続き、オンライン等による学習支援体制の充実に努めてください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合の出席停止について

このことについて、本県では、県リスクレベルがレベル4以上の場合、登校できないこととしている。10月13日現在、県リスクレベルはレベル4の段階である。引き続き、このことについては県リスクレベルを確認の上、確実に対応すること。

2 マスクの着用について

体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合はマスクを着用すること。特に教員の目が届きづらい更衣室での着用について適切に指導すること。

また、教員の目が届きづらい登下校や休み時間は、地域や学校の状況に応じて「3つの密」が生じる場面を想定し適切に指導すること。

3 修学旅行や学校行事などについては、地域や学校の感染状況等を踏まえ、実施の可否を慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会(高校教育課及び特別支援教育課)と事前に協議すること。

4 部活動の対外活動について

(1) 県内外における練習試合等(他校との交流活動を含む。)及び大会参加(公式以外の大会を含む。)については、実施可とするが、実施の際は後述の遵守事項を徹底すること。

- (2) 合宿は、できるだけ控え、実施の場合は県内での実施や長期日程とならない計画等の配慮をする。感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。なお、実施の際は後述の遵守事項を徹底すること。
- (3) 県立中学校及び特別支援学校小中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。
- (4) 対外活動における遵守事項について
- ア 実施前から行うこと
- (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
- (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、感染が流行している地域での大会参加、練習試合等及び合宿を計画する場合は、慎重に判断すること。
- (ウ) 県外における運動競技大会参加届又は練習試合（合宿等）実施届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）
- (エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。
- (オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。
- イ 実施中に行うこと
- (ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
- (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
- (ウ) 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。
- (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。
- ウ 実施後に行うこと
- (ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実にするなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
 高校教育課 石村、米村、大塚、新生
 096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
 特別支援教育課 前川、竹永
 096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
 体育保健課 濱本、杉原
 096-333-2712
- 部活動に関すること
 体育保健課 濱本、鳴瀬
 096-333-2712
 文化課 後藤、村上
 096-333-2704